

宅地建物取引業者 変更届出に係る提出書類等一覧表

令和7年4月1日以降届出分から適用

法人・個人の別	提出書類	① ※ 宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書 様式				②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	留意事項
						※1	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※3	※3	※3	※3	
		（第一面）	（第二面）	（第三面）	（第四面）	※1	※1	※1	※1	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※3	※3	※3	※3	
法人	変更事項	オンライン申請留意事項 → ※1 ※1 ※1 ※1				※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※3	※3	※3	※3	◆ 変更が生じた日から30日以内に届出をしてください（変更日は登記した日ではなく、議事録等で定めた変更日となります）。 ◆ 提出書類のうち★印のついているものは、宅地建物取引業法施行規則等で様式が定められており、県HPからダウンロードすることができます。 ◆ 各証明書は、発行日から3箇月以内のものが必要となります。 ◆ 事務所については、フロア移動や増床・減床の場合であっても、事務所の移転に準じた届出（「①（第一面）」、⑨及び⑯）が必要です。 ◆ 左記①～⑯中の※1・2・3について ※1 オンライン申請の場合は、申請画面に入力することになります。 ※2 オンライン申請の場合は、作成した様式や原本などをPDF等に ファイル化し、アップロードしてください。 ※3 ：変更内容により手続が必要となりますので、各手続画面から申請等をしてください。
	(1) 商号	○				○												○	○		○	
	(2) 代表者（新任・姓名変更）	○				○	○	○		○	○	○						○	○	○		
	(3) 代表者以外の役員（新任・姓名変更）注5	○	○			○	○	○		○	○	○								○		
	(4) 代表者以外の役員（退任）	○	○			○														○		
	(5) 主たる事務所の移転	○		○		○								○	○	○		○	○	○		
	(6) 従たる事務所の移転・増減	○		○		○								○	○	○				○	○	
	(7) 政令で定める使用人（新任・姓名変更）	○		○			○	○		○	○	○					右記2)			○		
	(8) 政令で定める使用人（退任）	○		○																○		
	(9) 専任の宅地建物取引士（新任・姓名変更）	○			○				○				○					右記2)		○	○	
個人	(10) 専任の宅地建物取引士（退任）	○			○								○							○	○	
	(11) 名称	○																○	○		○	
	(12) 代表者（姓名変更）	○																○	○	○		
	(13) 主たる事務所の移転	○		○										○	○	○		○	○	○		
	(14) 従たる事務所の移転・増減	○		○										○	○	○				○	○	
	(15) 政令で定める使用人（新任・姓名変更）	○		○			○	○		○	○	○					右記2)			○		
	(16) 政令で定める使用人（退任）	○		○																○		
	(17) 専任の宅地建物取引士（新任・姓名変更）	○			○			○					○					右記2)		○	○	
	(18) 専任の宅地建物取引士（退任）	○			○								○							○	○	

注1）商業登記簿は、履歴事項全部証明書を提出してください。役員等の退任日が確認できない場合、閉鎖事項証明書の提出をお願いすることがあります。

注2）成年被後見人及び被保佐人とみなされる者（平成12年3月31日以前の禁治産者、準禁治産者）に該当しない旨並びに破産者に該当しない旨の証明書で、本籍地の市区町村において発行されるものです。

注3）平成12年4月1日以降、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書で、法務局において発行されるものです。

注4）⑰は、宅地建物取引士が、個人の資格者として手続することを義務付けられているものです（宅地建物取引業法第20条）。

注5）今現在、役員（監事・監査役等を除く。）として届け出られている方が、複数代表制を採ること等を理由として、宅地建物取引業者の代表者ではない法人代表者に就任した場合は、提出書類のうち③、④、⑦及び⑧の提出は不要です。

注6）専任の宅地建物取引士の姓名変更の場合には、戸籍抄本に代えて姓名の変更が確認できる「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」の控え又は写しでも可です。